狭山市ふるさと納税一括代行業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、狭山市（以下「当市」という。）のふるさと納税一括代行業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続き、要件及び審査・選定方法等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2　業務の概要

(1)　業 務 名　狭山市ふるさと納税一括代行業務委託

(2)　業務内容　別紙「狭山市ふるさと納税一括代行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)　業務期間　令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

※令和７年４月１日から令和７年５年 31 日までの期間は、引継ぎ等の準備期間とし、準備期間に要する費用は受注者の負担とする。また、令和７年６年１日から契約期間満了日までの申込み分については、業務委託期間終了後においても、受注者は本契約に基づき、適切に対応するものとする。

3　見積限度額

寄附金額に対する単価契約とし、委託料率は寄附金額の 6%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

4　当市の基本情報

(1)　寄附件数・寄附金額

年度	寄附件数	寄附方法	寄附金額
令和４年度	3,304 件		110,933,900 円
		（内訳）	
		ふるさとチョイス	67,726,000 円
		楽天ふるさと納税	26,364,000 円
		セゾンのふるさと納税	931,000 円
		auPay ふるさと納税	420,000 円
		サイト経由以外（高額寄附あり）	15,492,900 円
令和５年度	4,546 件		146,868,500 円
		（内訳）	
		ふるさとチョイス	80,904,000 円
		楽天ふるさと納税	46,023,000 円
		セゾンのふるさと納税	800,000 円
		auPay ふるさと納税	1,340,000 円

		ふるラボ	40,000 円
		サイト経由以外（高額寄附あり）	17,761,500 円
令和 6 年度 （令和 6 年 12 月末時点）	4,445 件		125,099,000 円
		（内訳）	
		ふるさとチョイス	56,212,000 円
		楽天ふるさと納税	50,507,000 円
		セゾンのふるさと納税	1,080,000 円
		auPay ふるさと納税	970,000 円
		ふるラボ	80,000 円
		JRE MALL ふるさと納税	771,000 円
		KABU&ふるさと納税	1,240,000 円
		JAL ふるさと納税	1,700,000 円
		サイト経由以外（高額寄附あり）	12,539,000 円

(2) 現在使用している寄附管理システム

ふるさと納税 do（株式会社シフトセブンコンサルティング）

(3) 契約しているポータルサイト

ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、セゾンのふるさと納税、auPay ふるさと納税、ふるラボ、JRE MALL ふるさと納税、KABU&ふるさと納税、JAL ふるさと納税

※「セゾンのふるさと納税」、「auPay ふるさと納税」、「ふるラボ」、「JRE MALL ふるさと納税」、「KABU&ふるさと納税」の 5 ポータルサイトは、ふるさとチョイスのパートナーサイトとして導入。

(4) 返礼品提供事業者数

54 者（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで指定） ※令和 6 年 12 月末時点

(5) 返礼品数

175 品目 ※令和 6 年 12 月末時点

(6) サイト掲載中の写真や登録情報について

現在各サイトに掲載中の返礼品登録情報及び返礼品提供事業者情報は、受注者変更後も継続利用可能であるが、返礼品の画像については、当市に権利が帰属していないため再度収集する必要がある。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和 5・6 年度狭山市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

(2) ふるさと納税の制度に精通しており、過去約 4 年間に 5 市町村以上と本業務に類似する業務の実績を有する者。

（契約締結日が令和 3 年 4 月から令和 6 年 12 月までの間に含まれているもの）

(3) 国内に法人格があること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者。

(5) 狭山市契約規則（昭和 39 年規則第 8 号）第 2 条に該当しない者。

(6)　狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の期間中でない者。
(7)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。
(8)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。
(9)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと、また、その利益となる活動を行っていないこと。
(10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
(11) 本プロポーザル方式に参加しようとする他の者との間に、資本関係がないこと。

6　スケジュール（予定）

内容	期日等
(1)　実施要領等の公表　（当市ホームページ）	令和 7 年 1 月 31 日（金）
(2)　質問の受付締切	令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 5 時まで
(3)　質問回答	令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時まで
(4)　参加表明書等の提出	令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 5 時まで
(5)　公募型プロポーザル方式参加資格確認結果の通知	令和 7 年 2 月 21 日（金）まで
(6)　企画提案書等の提出	令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時まで
(7)　第 1 次審査（書類審査）	
(8)　第 1 次審査の結果・プレゼンテーション時間の通知	令和 7 年 3 月 5 日（水）
(9)　第 2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 3 月 13 日（木）
(10) 優先交渉権者の決定及び結果通知	令和 7 年 3 月 19 日（水）
(11) 契約締結	令和 7 年 4 月 1 日（火）
(12) 準備期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）から 令和 7 年 5 月 31 日（土）まで
(13) 運用開始	令和 7 年 6 月 1 日（日）から

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。
※令和 7 年 6 月の切り替えのタイミングで一時的にポータルサイトへの掲載を止めることは可能とする。

7　質問書の受付・回答

(1)　受付期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 5 時まで

(2)　質問方法

様式 1「質問書」に必要事項を記入し、電子メールで送付すること。

※メール件名は「狭山市ふるさと納税一括代行業務委託に関する質問（法人名）」とすること。

※電子メール送信後、確認のため併せて電話による連絡を行うこと。なお、軽易な事実確認を除き、電話や窓口での個別の問合せには応じないものとする。

(3) 回答日時・方法

提出された質問事項について、質問者の法人名等を伏せた質問回答書を作成し、令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時までに当市公式ホームページへ随時掲載する。質問書を提出しない場合にも、必ず確認すること。

【提出先・連絡先】狭山市 企画財政部 財政課
電話：04-2935-6633
メール：zaisei@city.sayama.saitama.jp

8 参加表明書等の提出

(1) 提出書類及び留意事項

各書類を 1 部ずつ提出すること。

順番	書類名称	様式	留意事項
1	公募型プロポーザル方式参加表明書	様式 2	
2	業務実績調書	様式 3	・業務実績調書に記載されている注意事項に基づいて記入すること。 ・実績がある場合には、業務実績に係る契約書（表紙）の写しを添付すること。 ・業績実績調書は、電子ファイル（PDF 形式）をメールでも提出すること。
3	国税及び地方税の納税証明書 ※写し可		・納税証明書の種類は「指定された納期限を過ぎた分について滞納がないこと。」とする。なお、応募日前 3 ヶ月以内に交付されたものを添付すること。 ・狭山市に納税がない場合、本店所在地の納税証明書を提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 5 時まで（必着）

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

※郵送の場合は、令和 7 年 2 月 20 日（木）必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で郵送すること。不着の場合の責任を当市は負わないものとする。

※提出期限までに書類が提出されない場合は、本プロポーザルへの参加は認めないものとする。

(3) 提出方法

持参または郵送

【提出先】
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川 1-23-5 狭山市 企画財政部 財政課 宛て
電話：04-2935-6633　　メール：zaisei@city.sayama.saitama.jp

９　公募型プロポーザル方式参加資格確認結果の通知

(1)　通知日

令和７年２月 21 日（金）まで

(2)　通知方法

提出書類により参加資格の確認を行い、全ての参加表明者に公募型プロポーザル方式参加表明書に記載のメールアドレスに「公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書」を送付する。「公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書」により、参加表明番号を知らせるものとする。(10-(1)-①-エ参照)

１０　企画提案書等の提出

「公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書」により参加を認められた場合は、以下の記載事項を遵守し、提出期限までに必要書類を提出すること。

(1)　提出書類及び留意事項

	順番	書類名称	様式	提出部数
企画提案書(正)	1	企画提案書（正本表紙）	様式 4-1	1 部
	2	企画提案書本体	任意様式	
	3	業務実施体制図及び年間計画書	任意様式	
	4	情報セキュリティに関する書類	任意様式	
企画提案書(副)	1	企画提案書（副本表紙）	様式 4-2	8 部
	2	企画提案書本体	任意様式	
	3	業務実施体制図及び年間計画書	任意様式	
	4	情報セキュリティに関する書類	任意様式	
その他	－	企画提案書の開示に係る意向申出書	様式 5	1 部
	－	見積書	様式 6	1 部

※様式が定められている書類は、市ホームページからダウンロードすること。

①　企画提案書の作成について

実施要領、仕様書及び「別紙 業務の詳細」に沿った内容とし、実施要領の１２-(3)-⑦ に示す審査項目に沿って企画提案書を作成すること。また、自社の優位性及び寄附金額の目標値についても盛り込むこと。

ア　企画提案書の体裁

Ａ４判の規格ですべて片面印刷により作成し、上表の順番欄に記載されている順に通しでページ番号を付し、縦左をホチキス綴じとすること。ただし、図表等の場合はＡ３判を可とするが、Ａ４判のサイズとなるよう折り込むこと。(電子ファイルは PDF 形式で１つのファイルにまとめること。)

イ　企画提案書の文字サイズは、11 ポイント以上とするが、文字色、太字表示、図や画像の設定は自由とする。 なお、各様式のページ数の制限はないが、プレゼンテーションにおいて説明できる

範囲のページ数とすること（実施要領１２-(2)参照)。

ウ　提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、企画提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認められないため、その点に留意して、漏れなく内容を記載すること。

エ　企画提案者情報の記載不可のため、企画提案書の副本には当市が提示した「参加表明番号」を記載すること。

また、企画提案者が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。

オ　企画提案書の内容は、見積をした金額の範囲内において、提案者が実現できる内容とすること。

カ　企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で作成すること。

キ　業務実施体制図

企画提案内容を推進するために、どのような役割の人員を何名配置するか、具体的な運用体制を図で提示すること。

例：

ク　年間計画書

準備期間時に行う内容及び企画提案内容の実施時期を記載した年間計画書を提示すること。

ケ　情報セキュリティに関する書類について

情報セキュリティ、特定個人情報の取扱い、情報の漏洩防止策及びデータ保守について、具体的なポリシー及び措置並びに体制を提示すること。また、万が一トラブルが発生した際の対応方針を提示すること。

②　企画提案書の開示に係る意向申出書について

企画提案書等は、開示請求があった場合に原則としてその全部を公開または公表する。ただし、企画提案者の技術力やノウハウ等、公開または公表することにより企画提案者の正当な利益を害する情報は、当市の判断で非公開または非公表とする。企画提案書の開示に係る意向申出書に記載された内容は、当市が、企画提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とする。

③　見積書について

委託料率は寄附金額あたりの「%」で記載し、消費税及び地方消費税を除くこと。

ア　見積の前提条件

ポータルサイト掲載手数料、寄附金受入に係る決済手数料は費用には含めないものとする。また、返礼品代金及び返礼品の配送料は別に実費請求とするため費用に含めないものとする。

イ　契約締結の際は、見積書に記載の委託料率による契約とし、実際の寄附金額に応じて委託料を支払うものとする。

(2)　提出期限

令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時まで

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

※郵送の場合は、令和 7 年 2 月 28 日（金）必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で郵送すること。不着の場合の責任を当市は負わないものとする。

※提出期限までに書類が提出されない場合は、本プロポーザルへの参加は認めないこととする。

※提出期限後、企画提案内容の変更は不可とする。

(3)　提出方法

持参または郵送　※電子ファイル（PDF 形式）も送付

【提出先】
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川 1-23-5 狭山市 企画財政部 財政課 宛て
電話：04-2935-6633　　メール：zaisei@city.sayama.saitama.jp

１１　第 1 次審査（書類審査）

狭山市ふるさと納税一括代行業務委託受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の事務局で書類審査をする。

(1)　審査方法

①　業務実績、企業所在地及び価格を総合的に審査し、企画提案者が 4 者を超えた場合には、合計点数の高い上位 4 者をプレゼンテーションの実施対象とする。

②　合計点数が同点の者が複数いた場合は、価格点の高い者を選定する。合計点数が同点であり、かつ、価格点も同点である者が複数いた場合には、4 者を超えて選定する場合がある。

(2)　結果通知日

令和 7 年 3 月 5 日（水）　※予定

(3)　通知方法

公募型プロポーザル方式参加表明書に記載のメールアドレスに通知する。

１２　第 2 次審査（プレゼンテーション審査）

提案者は、企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを実施し、選定委員会委員（以下、「選定委員」という。）が審査項目（12-(2)-⑦参照）について総合的に審査する。

なお、企画提案者が 1 者であっても、第 2 次審査は実施する。

(1)　日程

令和 7 年 3 月 13 日（木）

※時間や場所等の詳細は、提案者に「第 1 次審査の結果通知」にて通知する。

(2)　審査方法

①　提案時間は、次のとおりとする。ただし、質疑応答について、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション（準備含む）	25 分
質疑応答	10 分

※準備完了後、プレゼンテーションを開始できるものとする。

② 追加資料等の配布は禁止。

③ 提出書類の内容と異なる提案は行わないこと。

④ 出席者は4名以内とすること。

⑤ プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーン、ＨＤＭＩケーブル、電源タップは当市で用意するが、その他必要な機器については用意すること。（例：ＰＣ、ポインター等）

⑥ 企画提案は匿名で行うものとし、企画提案者が特定される表現やロゴ等は使用しないこと。

⑦ 審査項目については、現状把握、企画提案内容及び業務履行体制について総合的に審査する。

※参考

審査項目	審査の観点
ア 現状把握について	・当市のふるさと納税事業の課題及び弱みを的確に把握しているか。
イ 企画提案内容について	・寄附金額の目標値に対し、寄附受入額及び寄附受入件数の増加に資する効果的な取組みが具体的に提案されているか。（事業者の開拓・返礼品の拡充について、ふるさと納税のプロモーションについて）
ウ 業務履行体制について	・寄附受付、返礼品の配送管理、寄附者からの問合せ、返礼品の拡充等に対応できる体制・手法が整えられているか。 ・情報セキュリティ、特定個人情報の取扱い、情報の漏洩防止策及びデータ保守について、適切な措置や体制がとられているか。

１３ 優先交渉権者の選定及び結果通知

(1) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）の点数に第2次審査（プレゼンテーション審査）の点数を加算し、総合点数を算出し、総合点数の最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、優先交渉権者に加え、総合点数が2番目に高い者を次点者として選定する。

② 総合点数の最も高い者が 2 者以上ある場合には、その中で第 2 次審査の点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

③ 総合点数が6割に達しない場合は、優先交渉権者と選定しないものとする。優先交渉権者が選定されなかった場合には、再公募を行うものとする。

④ 審査に関する質問等は一切受け付けないものとする。

(2) 結果通知

令和7年3月19日（水）までに企画提案書の提出者に公募型プロポーザル方式参加表明書に記載のメールアドレスに通知する。また、結果通知日の翌日以降に当市ホームページで公表する。

(3) その他

① 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 選定の公平性を害する行為があったと認めた場合

ウ 上記ア～イに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等が認められた場合

② 異議申立て

選定結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

１４ 契約の締結

(1) 優先交渉権者に選定された者は、当市と仕様、スケジュール、見積金額等の契約内容についての協議を行い、協議が成立したときは優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結する。優先交渉権者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の優先交渉権者を新たな契約候補者として協議を行うものとする。 なお、契約時期については、来年度予算が議会で可決された後とし、本契約に係る予算の削除があったときは、契約できないものとする。

(2) 契約時の仕様書は、軽微な修正を行う場合がある。

１５ その他留意事項

(1) 参加表明、企画提案書の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等、本プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 企画提案書及び見積書については、1 者につき 1 提案に限る。

(3) 提出された全ての書類は、一切返却しないものとする。

(4) 公募型プロポーザル方式参加表明書の提出後に企画提案を辞退する場合は、「公募型プロポーザル方式参加辞退届（様式７）」を提出すること。提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で郵送すること。

(5) 使用言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(6) 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属する。ただし、優先交渉権者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、当市が本プロポーザル方式の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び狭山市情報公開条例に基づき、提出書類の公開について判断する。